

電波法改正による高周波電源規制強化

レーザーマシンについて
重要なお知らせ

電波法改正における「高周波利用設備許可申請」変更のお知らせ および弊社レーザー加工機への対応について

2020年6月11日より電波法の改正が施行となり、磁界・電界強度（ノイズ）許容値が欧州地域と同等レベルに引き上げられました。
これは国の電波環境政策に基づく改正でありIoTや5G、4K8K放送等の電波利用の高品質化、超高速大容量化への要求に対応するため、施行されました。

本改正により、現在ご使用中の加工機を含むすべてのレーザー加工機（発振器）に於いて、改正電波法に則った「高周波利用設備許可申請」での設置登録が必要となりました。
但し、設置登録済みの加工機に関しましては現状のままご使用いただくことが可能です。

しかし、移設若しくは名義変更又は対策前の加工機（中古機等）の導入等に際しては、新たな設置登録が必要になります。これらの場合は、改正電波法の定める条件により発振器のノイズ対策工事が必要となりますので、ご注意をお願いいたします。

株式会社アマダでは、下記の発振器搭載機種は対策工事及び証明書（検査データ）発行が可能ですので、ご案内申し上げます。

記

対応可能発振器

FANUC 社製：AF○○○○○iB AF○○○○○iC（○○○○○は出力数値）

なお、上記発振器以外は各発振器メーカーから、経過年数により部品調達及び検査データ収集が不可能でない等の事由がありまして、ノイズ対策工事のご対応を致しかねます事情がございます。お客様におかれましては、大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解の程お願い申し上げます。